

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西尾市長

市町村名 (市町村コード)	西尾市 (213)
地域名 (地域内農業集落名)	福地地区 (福地集落：小焼野町、宅野島町、鵜ヶ池町、鎌谷町、十郎島町、細池町、深池町、川口町、菱池町、須脇町、斉藤町、熱池町、長縄町、上道目記町、下道目記町、針曾根町、行用町、八ヶ尻町、市子町、平口町、笹曾根町、横手町、天竹町、野々宮町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、他地区より区域内の農用地面積は多く、多種多様の農業者が、営農している。 ・古くから圃場整備が進み、集積もある程度進んでいるが、畔などの整備施設が老朽化していて、営農に支障をきたしているところがある。 ・過去実施した圃場整備事業では畑への給水がなく、畑の利用がしにくくなっている。 畑地が比較的多いこの地区で、今後永続的に農業を行うには給水について考えていく必要がある。 ・今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。 ・町内会等で水路管理などがされているが、高齢化が進み今後、維持管理が課題となる。 ・多種の集出荷場があるが、どの施設も老朽化しており、流通問題を含めた統廃合が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田については、ブロックローテーション方式による農地利用を図り、地域で協力し水稻、麦、大豆、飼料用米の大規模かつ効率的な作業を目指す。 ・地域内の畑については、地域内の担い手農家以外にも地域外の担い手農家に集積・集約を図る。 ・施設園芸のハウスなどの更新や給水の課題など畑作が継続できるよう課題解決に取り組む。 ・所有名義のルール作りを土地所有者も含めて行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	726.9 ha
①うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	617.7 ha
ア. うち田の面積	406.8 ha
イ. うち畑の面積	210.9 ha
②うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・ 農業振興地域内の農用地区域内の農地を基本の区域とする。
- ・ 保全・管理等が行われる区域については、地域での慎重な協議を積み重ね、必要な場合にに応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内で農業をリタイア・経営を転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手や農地所有者のニーズがあれば、農地中間管理機構関連整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の計画を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
西三河農協が主催している農業関係のスクール等と連携し、地域内外から新規就農予定者を募集し、栽培技術の取得支援や生産農地のあっせん等を行い、定着までの取り組みを進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 2)環境に配慮した減農薬・減化学肥料に取り組み、可能な範囲で有機農業に取り組んでいく 3)取り組んでいる環境管理におけるIoTの利用など今後もスマート農業に積極的に取り組む 8)農業用施設の更新を計画的に進めていくとともに有効活用を図る 9)転作作物に引き続き飼料用作物を組み込むことで耕畜連携を進めていく				